

**国保保険料統一に関する広報物制作・配布業務
業務委託仕様書（案）**

1 委託事業名

国保保険料統一に関する広報物制作・配布業務

2 事業の目的

本事業は、令和11年度に予定されている県内保険料統一に向けて、各保険者が発送する保険税納入通知書に周知用チラシを同封し、被保険者に対し分かりやすく必要な情報を提供し、保険料統一への円滑な移行を促進することを目的とする。

3 委託期間

契約締結の日から令和7年11月28日（金）まで

4 事業内容

(1) 周知チラシの作成

① 周知チラシの仕様

ア サイズ A4サイズ

イ 用紙 本業務における印刷物の用紙は、以下を基本仕様とする。

基本仕様：コート紙 90kg

代替仕様：品質・コスト・意匠性を考慮した上で、適切な用紙の提案を可とする。ただし、提案する用紙の種類・特性・採用理由を明確に記載すること。

ウ ページ数 2ページ両面印刷

エ 版色 フルカラー

オ 数量 250,000枚

カ 制作の流れ 「別紙1 記載内容文案」の内容を漏らさず周知チラシを作成し、県との協議を行う。

② 周知チラシの校正

デザイン・色ともに校正を行うこと。

(2) 市町村への納入業務

① 周知チラシの市町村別加工

「別紙2 市町村別納入時期一覧」に記載のとおり、納入時の折り方について市町村別に加工を行う。

② 周知チラシの納入

「別紙2 市町村別納入時期一覧」に記載のとおり、納入希望時期までに市町村別に納入を行う。

5 業務実施報告書等の納品

(1) 納品

受託者は、周知チラシの完成後、速やかに県へ電子データで提出すること。

また、業務終了後、速やかに以下の業務完了報告書（任意様式）を県へ提出すること。

(2) 納品場所

福島県保健福祉部国民健康保険課

(3) 期限

令和7年11月28日（金）まで（厳守）

6 留意事項

(1) 一括再委託の禁止

契約の全部の履行を一括して第三者に委任し、又は請負わせることができない。

また、以下の業務（以下「契約の主たる部分」という。）については、その履行を第三者に委任し、又は請負わせることができない。

① 契約金額の50%を超える業務

② 管理運営、指導監督、確定検査等、統括的かつ根幹的な業務

(2) 再委託の承認

契約の一部を第三者に委任し、又は請負わせようとするときは、あらかじめ書面による委託者の承認を得なければならない。ただし、以下に定める「その他、簡易な業務」を第三者に委任し、又は請負わせるときは、この限りではない。

※ その他、簡易な業務

ア) 資料の収集・整理

イ) 複写・印刷・製本

ウ) 原稿・データの入力及び集計

エ) その他、上記以外に容易かつ簡易な業務がある場合は、委託者と別途協議を行った業務

(3) 協議事項

次の事項については、県と協議すること。

① やむを得ない事情等により、本仕様書の変更を必要とする場合

② 本仕様書に記載されていない事項が発生した場合

③ 委託業務において質疑が生じた場合

④ 災害等の影響がある場合

7 検査及び支払方法

受託者は業務終了後、「5 業務実施報告書等の納品」のとおり、県に報告書を提出する。

県は、当該業務に係る検査を行い、結果を受託者に通知する。この通知をもって、受託者は検査に合格したものとし、受託者は請求書を県に提出する。

県は、請求書を受領後、受領日から 30 日以内に受領した請求書に係る金額を支払う。